

2 区画漁業権（存続期間：令和6年1月1日～令和10年12月31日、漁業時期：1月1日～12月31日）

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業の種類
内区 1	山田正孝、小坂井謙	海部郡蟹江町、愛西市、弥富市	第2種 ふな、もろこ養殖業
2	太田安幸、太田安紀、太田啓介	海部郡蟹江町、津島市	第1種 ふな小割式養殖業 第2種 ぼら、こい、ふな養殖業